

令和2年4月16日

保護者殿

宜野座村教育委員会
教育長 志良堂 芳男
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止措置における小中学校「臨時休業」の延長及び 幼稚園「自粛要請」の延長について（通知）

平素より、学校における感染症拡大防止対策の推進へのご理解とご協力に感謝申し上げます。

みだしのことについて、沖縄県教育委員会教育長の要請に基づき宜野座村教育委員会としても今後、児童生徒への感染拡大を未然に防止すべく、下記の措置を講じます。

- 1 小中学校の「臨時休業」期間及び幼稚園「自粛要請」期間について
4月21日（火）～5月6日（水）
- 2 学校再開日
5月7日（木）通常登校（給食あり）※詳しい時間割等に関しては学校から連絡があります。
※登校の際は、自宅で検温・マスク着用をお願いします。
- 3 臨時休業中の課題の配布について
各学校より連絡がありますので、その連絡を受けて対応して下さい。
- 4 スポーツクラブ、部活動について
臨時休業期間中は、小中学校共に、スポーツクラブや部活動は停止とします。
- 5 留意点
 - (1) 上記の対応は令和2年4月14日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、県教育委員会等の方針により随時、変更の可能性もあり得ることをご承知ください。なお、周知については、村HP、教育委員会HP、学校HP、学校メール、村LINEで周知を行う。
 - (2) 臨時休業中の村内社会教育施設は、児童生徒の利用は禁止です。
 - (3) 休業中、あるいは休業後に、児童生徒・教職員から感染者が出た場合は、保健所と相談の上、休業、休校の判断を行う。
 - (4) 休業期間中に本人、家族、親族等が県外へ渡航し来沖した場合は、健康状態把握のため登校する際は、学校へ連絡をお願いします。
 - (5) 臨時休業中は、不要な外出は避けるようにお願いします。
 - (6) 新型コロナウイルス感染症に係る、誹謗中傷、デマ(確実性欠ける情報)等がSNS(LINE、Facebook等)を通して、拡散する恐れがありますのでご注意下さい。